

第十六回国 参議院法務委員会會議録第十三号

昭和二十八年七月十五日(水曜日)午後二時五分開会

出席者は左の通り。

委員長 郡 祐一君  
理事 加藤 武徳君  
宮城タマヨ君  
亀田 得治君

委員

小野 義夫君  
榊見 義男君  
赤松 管子君  
棚橋 小虎君  
一松 定吉君

政府委員

法務政務次官 三浦寅之助君  
法務大臣官房調査課長 位野木益雄君  
法務省矯正局長 中尾 文策君  
法務省保護局長 齋藤 三郎君  
事務局側

常任委員 西村 高兄君  
会専門員 堀 眞道君  
常任委員 堀 眞道君  
会専門員 堀 眞道君

説明員

法務省刑事局長 津田 實君  
局総務課長 鳩山威一郎君  
大蔵省主計局主計官 宇田川潤四郎君  
最高裁判所長官代理者(事務局長) 宇田川潤四郎君  
最高裁判所長官代理者(事務局長) 宇田川潤四郎君

本日の會議に付した事件

○少年法及び少年院法の一部を改正する法律案(内閣提出衆議院送付)  
○司法試験法の一部を改正する法律案

第四部

法務委員会會議録第十三号

昭和二十八年七月十五日「参議院」

(内閣提出衆議院送付)

○逃亡犯罪人引渡法案(内閣送付)

○委員長(郡祐一君) 只今より委員会を開きます。

少年法及び少年院法の一部を改正する法律案につき質疑を続行いたします。

○宮城タマヨ君 少年法及び少年院法の一部を改正する法律案について、少し伺いたいと思つておられます。

随分長い間も問題になつておられますので、大抵言ひ尽したと思つておられますが、矯正局長にもつとお伺ひいたしたいのでございますが、医療少年院におきまして、男女を分離する施設がある場合には、必ずしも別個の、男子と女子と区別する必要がないことになつておりますのでございますが、実際においては、どういふこの男女を分離する設備ができておられますのでございませうか。

○政府委員(中尾文策君) まあこういうふうな中に仕切りをいたしまして、そして、建物が別になつておられますところは、或るべく建物を別にしておられます。それからまあその必ずしもできにくいところは、間にずつと囲いをいたしまして、そうして区別をいたしておられます。まあその一番わかちやすい例は、関東医療少年院でございますが、このほうは男のために別棟、男の棟とそれから女の入るほうの部屋は別にいたしておられます。そして、治療なんかを受けます場合には、これは同じ設備を使いわけござ

います。そのときには時間を別にいたしまして、そして接触させないようになつておられます。

○宮城タマヨ君 その点はわかりました。中であらう女の子が男、男の子が女を見るところはどうかとございまして、ございませうか。全然隔離されておられると、つまり形も見えなかつた、かおりのないというふうな施設になつておられますか。

○政府委員(中尾文策君) その点申されますと、絶対に、においもしなければ形も見えないというところは、或いは私その場所に行つて、実際の場合を見ておられますので、はつきり申上げられませんが、或いは場合によりましては、においからいらして来る場合もあるのじやないかと思つて、理想をいたしましては、やはり別の施設を作つたほうがいいことは、お説の通りであります。

○宮城タマヨ君 勿論その別にするというところは、これは予算の関係でできないでございませうと思つて、止むを得ないと思つておられますが、これの取扱いにつきましては、現場のほうから何か苦慮していらつしやるような点の報告はございませうか。

○政府委員(中尾文策君) 別にないようであります。

○宮城タマヨ君 最近、東京医療少年院から少し大規模な集団逃走がございまして、新聞で見ましたが、事実でございませうか。それから余り遠くない前にもございまして存じてお

るのでございませうが、それは何が原因だつたでございませうか。

○政府委員(中尾文策君) 前に十六名出まして、それから昨日の朝十二名逃走いたしました。これは関東医療少年院でございます。このことにつきましては、私のほうでも、今管区長が一生懸命になつて調べておられますし、又私の方も課長を昨日の朝現場に派遣いたしましたので調査をいたしました。現在までのところでは、私たちにわかりましたところは、これは逃げたおられますが、これは、一番手取り早い原因は過剰拘禁ということだといふことになつておられます。つまりあそこその収容力に対して少しま過ぎますので、その点で少年が相当窮屈を感じておられると思つて、なお、これは私たちのほうの管理の仕方が必ずしもよくなかつたわけではございませんが、相当よくなつて来たものをやはり完全に直すまで置いておこうといふようなことかからいたしまして、普通の少年院に帰してもいいと思つよう程度の者もあそこにおいておきます。た關係上そう元氣なものがリクリエーションの機会も与えられない、つまり病人扱いにされておられます關係上、又リクリエーションのチャンスに恵まれないかつたといふこと、或いは最近ずつと一月以上連続して雨が降りましたので、ああいう若い連中を外に出して、吐け口を求めさせる、或いは日光に当らせるといふような機会が比較的

少かつたために、そういう気分ではいられたらして、そういうことがたまたま考へておられますが、併し何にいたしまして、これは鑑で切つて出たわけでございますから、私どもの監督が懸かつた、不足だつたと思つて、その点につきまして、この関東医療少年院においては確かに職員を増員する必要があるといふことを私たちが考へておられますが、夜そこに泊めて置く者が二人しか泊められない現状でございませうが、そういう一人、一人の者が、あそこは二階から下まで相当面積がございませうが、たつた一人でそこを廻つて見るといふのでございませうので、廻つて行つたときにちゃんとしていけば、なか／＼発見がむずかしい。そこを立去つて行きますといふと、あとずつと廻つて来る間に相当、二、三十分といふ時間がございませうので、かなりいろ／＼な仕事ができるというところもあるわけでございますが、こういう点で、職員不足のために、併ししいずれにしましても、私たちがこの管理が非常に悪いわけでは、根本的に対策を立てなければならぬといふことを考へておるのでございませう。

○宮城タマヨ君 大体におきましては、廻りていられないような程度の者

を取容なさつておいでなんでございませうか。

○政府委員(中尾文策君) それはその病気の性質にもよるわけでございませうが、まあ大体自分で普通に日常の用を弁ずるといふことには不自由な程度、いわゆる長期療養を必要とする病気の者ということが抽象的な標準になつております。

○宮城タマヨ君 今何が一番多うございませうか。病気では……。

○政府委員(中尾文策君) ちよつと今ここに資料を持合しておりませんで、正確かどうか、ちよつと申上げられませんが、多分結核が一番多いと思ひます。

○宮城タマヨ君 女と男とのくらの数おられますか。

○政府委員(中尾文策君) 関東医療院のほうでございませうが、男が百十人、これは今年の四月末日現在でございませう。男が百十人に対して、女が百四十八人おられます。合計で二百五十八名でございませう。女のほうの数が多くなつております。

○宮城タマヨ君 結核の者が一番多いようでございませう。結核の者なんかは、やはりまあ程度にもよりますけれども、外を散歩させるといふような者もおりますのでございませうね。そういうことを伺ひますのは、結局これはまあ分離する必要がないといふことになつておりますけれども、予算面では止むを得ないから分離しない、こういう結果になりますことと、それから本当は一緒に置いて何も差支えないといふことと私は大分違うと思ひうのでございませう。今後努力して頂くについで、そ点のを伺ひたいために、少年た

ちの散歩の様子なんか聞きたい意味なんでございませうが、そのおつもりでお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(中尾文策君) 勿論これは男女を別にしたいと思つておりますが、今申上げたように、費用の点でそういうことができないわけではございませう。これはそこに入れて置きますのは、医療のためというのが目的なんでございませうから、これは、散歩をさせるとか、或いはほかのいろ／＼な気晴しをさせるということが本人の療養のためにいいので、極力そういうことをいたすように考えております。

○宮城タマヨ君 今度失礼でございませうが、家庭局長にお願ひ申上げます。今度のこの少年法、少年院法によりまして、残念ながら七十二時間、三日間というものを臨時的な措置で特別にいたすことになつておりますでございませうが、この前に議論いたしましたから、大分ひにちがたちました。何か御名案がございませぬものでございませうか。それをちよつとお伺ひいたしませう。

○説明員(宇田川潤四郎君) その後いろ／＼研究もいたしましたが、何分にも、現在のところ、国会に提出されます法律の下に予算その他が組んでありますので、このたびは、この法律通過によつて事態を救済したいところ思つております。なお、今後とも少年鑑別所の収容の問題につきましては研究して行きたいと思ひます。

○宮城タマヨ君 少年をお運びになりますときに、まあ東京の様子は大体わかつておりますけれども、地方では、やはり運んでおりますときに、手鏡をはめておるようなことが今以てござい

ますのじやないかと心配いたしておりますが、その点は如何でございませうか。どうかして子供を動かしたくないと思つておりますし、又子供を動かして見ますと、やはりときには手鏡をはめなければならぬ、止むを得ん子供もあると思ひうのでございませう。実はこういう措置をしないで、何とか考えて頂きたいと思ひますけれども、心配しております。その点如何でございませうか。

○説明員(宇田川潤四郎君) 宮城委員の仰せの通り、止むを得ざる時は現在家庭裁判所におきましても手鏡を用いておるところがございませう。これは非常に遺憾なことではございませうが、手鏡を用いませんと逃走する虞れが非常に多い、又用いなかつたために逃走してこれのために非常に困難を感じた場合もありませうので、全然手鏡を用いなくともいふことは言えないような実情にあるのであります。そこで結局成るべく押送を少くするといふ工夫が第一番の問題ではないかと思ひうのでございませう。そこで本省のほうにも常に少年鑑別所の支部を設置するようにして頂き、そして押送の手数を省くと共に逃走の危険を防止したい、こう考えております。

○宮城タマヨ君 只今まではまだ保護司がバスを持つていらつしやらないようでございませうが、これにつきましても、これは保護司の管轄でございませうか、どちらの管轄でございませうか。保護司のバスといふものについて何か運輸省のほうに御交渉なさつたようなことがございませうか、ちよつと経過を聞かして頂きたいと思ひます。

○政府委員(齋藤三郎君) 只今の点につきましては、保護司のかた／＼からも、東京都の都電のバスを民生委員のかたはもらつておるようですが、同様是非もらいたたいといふ御希望がございまして、折衝いたしましたが、実は民生委員のほうも優待バスという名前ではございませうが料金を払つて優待バスをもらつておるわけではございませう。東京都としてはやはり無料では差上げかねるということ、結局保護司の活動に必要な費用を十分差上げるといふことで解決いたしたい、こういうことで今度参つております。

○宮城タマヨ君 これはバスがございませうと、とても保護司活動には便利でございませうし、又少年に手鏡をかけたおれば、切符を買う時に取逃す場合が多いのでございませうが、手鏡をかけたないで済むといふような結果にもなるのじやないかと思つて、私はどうしてバスを頂きたいといふように思つておりますのでございませうけれども、一つ御努力願ひたいと思ひます。

それから、これは又矯正局長になります。今年、この鑑別所の新設につきましても、その要求を見ますと、今度は十六カ所の要求が容れられましたようでございませうが、それでございませうか。

○政府委員(中尾文策君) いや、そうじやございませぬ。こちらの要求は十七カ所要求したわけではございませうが、その中で本所を一所、それから支所を十七カ所要求をいたしまして、支所として二カ所が認められたというわけではございませう。

○宮城タマヨ君 それがこの平と小倉でございませうか。

○政府委員(中尾文策君) そうでございませう。

○宮城タマヨ君 これは随分長い間この予算の折衝をなさつておるようになりかかされておるのでございませうが、こんな大事な鑑別所の設置というやうなことが、どうしてこう慮られておるのでございませうか。その隘路はどこにございませうか。

○政府委員(中尾文策君) まあ大蔵省も非常に好意的に且つ良心的に私たちのこの要求を審査して頂いたことと私は信じておりますが、いろ／＼交渉の経過によりまして、何分にも国家財政が許さんといふところで、私たちがいろ／＼折衝いたしまして、この程度でただ引下つたといふことが実情でございませう。この程度で引下るといふことが国のためにいいかどうかは非常に疑問でございませう。そういう点につきましてどうも私たちが役人といひましては、どの程度頭張るのが正しいことかといふことで煩悶しておるわけではございませうが、今回はこの程度で引下りまして、その代り大蔵省のほうでいたしましては、支所は建物を作る費用は認められないが、そのために職員が必要になるから、つまり同行をいたしますために職員が必要となるからといふので、その職員なんかの算定につきましては非常に親切に、まあこれは大蔵省の見解でございませうが、非常に熱心に検討して下さいまして、その点では大蔵省でもその同行のために職員を増員といふことも認められまして、一応あととたん／＼と作つて行くといふことにはいたしまして、これで引下つたわけではございませう。

○宮城タマヨ君 同行に対しましての増員は要求通りに頂けてございませうか。

○政府委員(中尾文策君) これはやはりその点でも食い違いがございませうが、要求通りにはもちろことができません。

○宮城タマヨ君 どのくらい認められましたか。

○政府委員(中尾文策君) 六十四人に對しまして二十七人が認められております。

○宮城タマヨ君 これではとても賄い切れませぬ。

○政府委員(中尾文策君) 非常に困りますし、非常に悲しかったのですが、やらんというわけには参りませんので、全力を挙げてそれでやるようにいたしました。実は申し上げますと、この二十七人では勿論足りませんので、そのためにほかのほうを抑えてでも恐らく同行のほうのために、本来所内で勤務しなければならん、又こういう勤定になつておるはずの職員が恐らく同行のほうに廻されて、そのカバリーをしなければならんことになるだろうと考へております。

○宮城タマヨ君 大蔵省のかたは来ておりますか。

○委員(郡祐一君) 宮城委員から主計局長へとお話で、主計局長に連絡をいたしておたのでありますが、丁度本日からこのほうに取られる仕事でございましたために、担当の主計局の鳩山主計官が参つておられます。

○宮城タマヨ君 お忙しいなかをわざわざ……、実は局長にお出しますを願っていたと思つておりましたのですが、

今お忙しい真只中でおむすかしうございませうと承りました。特に大蔵省においで頂きますという意味は、国家財政の大きいものから比べましたら、誠に小さい問題ではございませうけれども、小さいことでも非常に国家として大事なことがございませう。殊にこの青少年の問題につきましては、その中で又犯罪少年につきましては国家的にこれはやはり根本的問題として取上げて頂かなければならぬと思つております。特に今お聞き及びのよう

に、国家財政から申しますと、非常に僅かな数字の要求があるものでございませうが、一々申しますと時間を取りますから省きます。御存じの通りでございますが、それが本場に十七カ所要求して僅かに二年がかりで二カ所認められたという様な様子でございませうことは、私は甚だ残念だと思つております。この十七カ所の鑑別所がございませぬために、子供たちが不必要に手錠をはめられなければならぬかつたり、又この手錠をはめませうということが犯罪少年でございませう、又深入りする一つの導火線になるというやうな心配もございませぬために、どうかして子供を余り動かしたくない、そしてそのままで家庭に帰せる者は家庭に帰したいし、もつとより以上の処置をしなければならぬ者はそれ〴〵審判の結果によつて処置されるものでございませうけれども、どうか私は、全体から申したら僅かな額でございませうから、特別子供のために大蔵省が一つ注意して頂きたい、目を向けて頂きたいとお願ひがしたいために今日お出まします願ひがございましたのでございませう。

それで具体的問題は今申上げましたやうな鑑別所の問題もございませうし、殊にそれがございませぬために、子供を三日間のうちにそれ〴〵本庁に運んで行かなければならぬというやうな問題が起りますので、そこに又増員の問題があるのでもございませうが、それも要求額の殆んど三分の一ぐらゐりみていないというやうなことになると思います。そこを根源にいたしまして幾多の問題が持ち上るやうに考へるのでございませう。それでその点もお願ひしたのでございませうが、いま一つこれに關連いたしまして家庭裁判所が今以て僅かに十二独立いたしましたかと思つておりますが、そのあとは地方裁判所にまだ部屋借りをいたしておるやうなこと、殊に家庭裁判所の独立した所長もなく、建物もございませぬというところは、子供の審判に當りまして非常に大きい問題だと思つております。これは庁舎の建設でございませぬので相当額の予算が必要だと思つておりますけれども、どうかこの点も一つ特別に御審議を願ひたい、こう考へております。

それからついでにこれは刑の一部改正のうちに問題にしようと思つておりましたが、大蔵省当局にお願ひでございませうが、子供を扱つております、不良少年を扱つております、又中には大人の人をも扱つております保護司でございませうが、今全体で五万二千何百人任命されております保護司が、実にこれはこの不良の子供、或いは犯罪の子供を世話いたしましたして、これをいふやうにして行こうという保護指導というものは骨が折れることでもございませうが、殊に非常に被害がございませぬのです。もうたくさん、この間も極く身近かな者の話に何万とかかりました写真機を余り安心して子供を扱つていたために取つて行かれたというやうなこともございませう。表沙汰にするのにも勿論保護司の建前として忍びないやうな場合もございませうが、そういう保護司に對しまして国家は突に一カ年五百円程度の謝礼をいたしておるのでございませう。この五万二千何百人のかた〴〵は勿論その謝礼を當てにして働いておるといふかたは一人もございませぬと思つておりますけれども、併しながらこのむずかしい縁の下の方力持ちを、もう難事中の難事でございますと思ひますこの仕事に對しまして、僅かに国家が五百円の一年間の謝礼を以ちましてそれでこれだけのことをお願ひするといふのは、余りこれは虫がよ過ぎるし、私ども国会議員といたしましてとても堪えられないと存じますやうなわけでございませう。それでどうかこの点も本場に局長にお話下さいまして、私が殊に願つておつたということを伝えて頂きたいと思つております。

それから引續きまして、今この保護司が少年或いは大人を就職させまして、立派な働き口を見付けますというところが、本場に一番いい始末になるのでございませうが、そのときに、その就職の世話をいたしますときに保証人になつてくれなければ請合わぬという雇い主が殆んど大部分でございませう。それで保証人になるわけなのでございませうけれども、その被害を、折角就職いたさせまして完全にそこに勤め上げてくれればよろしうございませうが、ときどきといひませうが、多く又失敗をいたすのでございませうが、そういうときに保護司はとも保証し切れない。中には数方というやうな損害を受けるやうなこともございませう。でございませうからこれは保護司自身の損害賠償でなしに、やはり私は国家が責任を負つて賠償して頂くやうな方向に一つ考へて頂きたい。この国家賠償についてはさう簡単には行きませぬ。いろ〴〵な問題のございませうことも私も存じておりますけれども、併し何とかして全部でなつても国家が補償するといふことによつて、犯罪者の就職がたやすくできるというやうなことになるかと、非常にこの問題の解決を早くすることだと思つております。でございませうから一つその点もお考へ願ひたいと思ひます。

それから今国鉄その他地方での乗物のパスのことを申しましたのでございませうが、これは取り扱ひ上非常に大事な一つの道具だと思つておりますので、どうか一つ大蔵省でもお考へ願ひたい。

と申しますやうなことをお願ひいたしましたして、大蔵省に對しましては私の質問はこれだけにいたしますが、どうか大蔵省の意思のございませうところをお答え願ひすれば大變都合がいいと思つております。

○説明員(鳩山誠一郎君) 本日本局長が参りまして真接御答弁申上げるべきところでありませうが、止むを得ん用事がございまして欠席いたしております。申訳ないと思つております。只今の御意見、掃りまして真接局長によく申し伝えまして、今後まあ年度の予算もあることでもございませうから、今後実情を認識して行くやうに私としてできるだけ努力いたして参りたい、かやうに考へております。特に最初御指摘になりました少年鑑別所の問題、何分施設を新たに作るということは、これはこの問題だけではないと思つて要求も三億

程度の要求でございますが、何分今不足の建物というものが非常に多うございまして、例えば義務教育の学校にいたしまして、危険校舎の問題にいたしまして、何十万坪という建物が不足いたしております、それも皆緊急を要するものが多いのでございまして、今度の少年鑑別所の施設にいたしまして、速急これは建築いたすべきものであるというところは万々承知いたしておりますが、何分全般的に関連上急速にこれが実現を願うということ、本年度の予算といたしましてはできない状態でございまして、最小限度の施設で本年は我慢して頂くということになつた次第でございます。なお今後逐年これが完成を見ますように努力いたしたいと存じております。

なお、その他の点につきまして、特に保護司の手当が非常に僅かであるのは全く御指摘の通りでございます、或いは非常識過ぎるじやないかと、こう存じておりますが、この点も財政の許す限り今後増額に努力いたしたいと存じております。なおその他の点につきましてもよく局長と御相談をいたしまして、実現に努力いたしたいと存じております。

○赤松常子君 只今の宮城委員の御質問に關連いたしましてでございますが、保護司に対する国家の手当というものは、一体何を基準に割出しておいでになるのでございましょうか。

○政府委員(齋藤三郎君) 只今保護司のかたは、法律上は保護司法によりまして定員五万二千五百ということになつております。実際においてはいろいろな人選とか移動もございまして、多数の人数でございますから、五万足

らずのかたがおいでになりまして、各市町村に一名以上おられまして、犯罪をした青少年及び成人の保護をいたしておるわけでありまして、このかた、一対しして政府といたしましては年額一人当り五百円の謝金と、そのほか一人について一カ月百円というものを、輔導に要する実費を弁償するという形で差上げております。ところが保護司さんがたはこの防止活動をなさる上においては、いろいろ横の連絡をとつてその町、その部落の浄化活動をなさる必要がありまして、又事案についての検討もなさいますので、各地に保護司会を設けておりまして、それが地方の連合会、或いは全国連合会というふうなことで組織的な活動もなすつていらつしやるので、実際にそういうつた会費等に全部お充てになるのでございます。その上にここにもございまして、更生保護という雑誌を出しまして、非常にお忙しいかたですから、実際にいろいろものを法務省から出して、保護司として心得て頂きたい事項等を通達、お知らせするにもなかなかお忙しいかたですから、説物の形で、教養訓練と申しますか、そういうつた連絡機関と申しますか、そういうつたものを出してございまして、これも実は無料で差上げるべきだと存じておりますが、予算がないために毎月二十五円ずつ出して頂いておるといふ関係で、実際は本当に手弁当でおやりになつておる。これは私どもの努力の足りないためでございます。保護事業と各方面の御理解を頂いておられたいという点もあるかと思ひまして、今後努力をいたして行きたいと、かように考えております。

○赤松常子君 ここで再び繰返す必要もございせんが、最近の青少年不良の増大というところは大きな社会問題にもなりつつあるわけでございます。殊に保護司の方々がそういう刑余の青少年及び底に落ち込もうとしている青少年の保護にお当りになつていらつしやるかたで、ここにも多く予算を組んで頂いて、そのかた、その活動を十分に能率化せしめることが、この不良防止に役立つ大きな要件だと思つてございまして、私お聞きしたいことは、そういう問題に對しまして、大蔵省の感覚というものがいつも薄いし、理解がないし、ただ金銭上の予算のみの方にとられて、数字的にとらわれていらつして、多くの政治的な問題をそういう面からばかり考え過ぎておいでになるというところに対して、さまざまの面から私非常に不満を持つておるわけでございますが、殊にこの保護司のかたが一年五百円というところはとて莫しいことだし、よくもこれっぽつちのことでは国家がお手当を出しておるとおつしやつておるくらいに思つておるわけでございますが、何か他に標準でもあつての基準なんぞございませうか。どういふお気持ちでこれをおきめになつていらつしやいますか、もう一度お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(齋藤三郎君) 保護司というお仕事を保護司法によりましても給与は差上げないと、全く社会奉仕の面をやつて頂くという建前になつております。現在差上げておられますのは、謝金という名義でございますが、実際はこれは実費弁償という形で、謝金の形とそれから輔導諸費の形と両方で差上げておるのでございます。こういう

点、殊に謝金の点が、まあこれは大蔵省のかたがいらつしやいますので、私から申上げることはどうかと思ひますが、民生委員の謝金がやはり五百円というふうなことも一つはその関連性があるのではないかと。これは私どもの責任外だけの想像でございますが、そんなことも考へておりますが、民生委員のほうのお仕事も大変なことでございますが、こちらのほうは逃げたい、逃げたいと、成るべく保護司の手から去りたい去りたいという人を呼び寄せて、何にも利益を与えるというんじやなくて、むしろ逃げたいというのを無理に引とめ、上手に引とめて、そして本然の道に帰すと、こういうお仕事でございまして、非常に困難性があるわけでございます。若し成功してみても自分が世話してあの人はいややく立派になつたんだという前身を明かすこともできませんことからして、いろいろな点から全く緑の下の方で、全く黙々としておやりになつておる。それは私どもの努力の足りない点だろうと思ひますが、社会一般の御認識を十分頂いていないということもやはり問題じやないかと。ます、努力をいたしまして是正をいたしたいと、こう考へております。

○赤松常子君 従来こういう問題について大蔵省の御要求は、どのくらい御要求しておいでになるのですか。

○政府委員(齋藤三郎君) 今正確な資料を持ちませんので、私の記憶でございますが、或いは御訂正を願うことがあつかも知れませんが、昨年度はたしか一カ月三百六十円というのを輔導諸費として大蔵省にお願ひいたしました。その三百六十円というのは、一カ

月に四回対象者の所にいらつしやる、そのの仮に日当でもいいますか、そういうふうな関係で三百六十円というふうな勘定いたしました要求をいたしましたのが一カ月百円ということ、それは輔導諸費でございます。事件を本當にお持ちになつて毎月数回本人を呼び寄せて、或いは本人の勤め先なり本人の宅に御訪問なさいまして、いろいろの指導をし或いは職業の斡旋をなさいましたりする、こういうふうな交通費とか或いはそういうつた成績について毎月警察所に御報告なさいます。そうしてそれによつて警察所でも成績がよければ保護観察を解除する。どうしても悪い、又將來犯罪を起こす虞れがある場合には、少年院に戻すことを家庭裁判所に申請する。そういうふうなことのために少年警察所に御報告になります。そういうつた通信費、交通費等を含めまして一カ月一人平均して一件半、二件近くお持ちになつておりますので、月百円というふうなことになつております。

○赤松常子君 今までその増額を御要求なされたのが月百円でございますか。

○政府委員(齋藤三郎君) 当初は非常に少うございまして、それが昭和二十五年年度になりまして五十円ということになりまして、それが二十六年年度が一人当り百円というふうな、徐々に上つて参つておるのでございまして、まだ実際には非常にほど遠いと思つております。そうして本年度は三百六十円というふうな要求いたしました、こういうことでございまして。

○赤松常子君 ここに大蔵省関係のかたは見ておりますか。

○委員長(郡祐一君) 大蔵省主計官の鳩山主計官が来ております。

○赤松常子君 今のお答え願えますか。

○委員長(郡祐一君) 一応お尋ねを願います。

○赤松常子君 今の問題に対してどういうふうにお考えでしょうか。将来どうなさりたいとお考えでしょうか。

○説明員(鳩山蔵一郎君) 実は最初に私から御答弁申上げるべきでございますが、何分最近担当いたしましたもので、内容のまだ不勉強の点多うございまして、十分研究してからお答えいたしたいと思っております。なお本年度月百円という金額につきましては、これは十分なものではない、こう存じておりますが、成るべく増額できますように努力いたしたいと思っております。

○赤松常子君 繰返して申上げませんが、どうぞ一番困難な苦勞のお仕事をなさつていらつしやいますかたんなるで、一番社会的に大きな問題になつておる不良化防止のために第一線に働いていらつしやる方々なんでもございませぬ、その使命の重要は申すまでもございませぬ。私特にこう申上げますのは、実は最近私も一つ問題を抱えておりました、保護司の方々とこ暫くいろいろと連絡事項があつたり、いろいろお互いに訪問し合つたりしておる一つのケースがございまして、それを通じて考えまして、本当に申訳ない国家のお手当なり或いは措置だと思つておる次第でございます。どうぞ予算面において来年度には必ず増額できますように是非お願いを申上げたと思ひますし、その決意をどうぞ固めて頂きたいと思ひます。

○宮城タマヨ君 もう一つ、これは矯正局長にちよつとお願ひしたいのでございませぬ、あの収容所におります少年の着物のことでございませぬ。殊に女の子の着物のことでございませぬ、これは今まで着ておりましたような一律な色の一律な形のものをつつと継続しようというお考えでございませぬでしょうか。何かこれについて新しいお考えがございませぬでしょうか。

○政府委員(中尾文鏡君) その被服の問題につきましては、御承知のように非常に衣料事情が悪かつた時代に一遍に少年院ができて、又少年鑑別所がたくさんできましたので、従いまして非常に貧しい、実にみつともないいろいろのものを寄せ集めて、やつと凌いで来たという実情でございませぬ、もう大体最近では衣料事情もよくなりました、なお又予算的措置もできましたので、もう今年一ぱいくらいは締ちますという大体着替えもできるようなになるかと存じます、今一つの点は、今御指摘のような、女につきましてどういふものを着せるかという問題でございませぬ、どうも片一方で経済問題を考えなければならぬので、余り社会のよくな種類をたくさん作るということは無理でございませぬ、併し少くとも女につきましては、もう少し親切にしなければならぬというところは、私たち前から痛感いたしておりましたので、大体今年ぐらゐ……今研究いたしておりますが、今年一ぱいぐらゐで何か女に向いたものを作りたいというところを考へておられます。ただ具体的に、種類をたくさん作るとか、又形式をどうするかというところは研究中でございませぬ、

○宮城タマヨ君 矯正局長のお言葉は誠に有難うございませぬ。実は少年の、殊に若い娘たちでございませぬ、私にはもう少しきれいな着物を着せてやつてもいいと思つたのでございませぬ。それで笠松で木綿のものを大分織つておりました。私ども一昨年でございませぬ、大変きれいで安いギンガムのもを見せられて安いでございませぬ。それがまあ女の子の一着分といたしますという、二百円内外でできるようなのでございませぬ。そうして色もとどりで、柄もとどりでございませぬ、私はあそこそこの仕事をしておりますが、娘たち、少年たちがどんなにうらやましいことだらうか、何か少しの毒なくらいに考えたのでございませぬけれども、できるならばあゝ刑務所でできました安いのが手に入ると思ひますので、一つ作つてお着せ願ひしたい、そのことも一つは子供たちにまあいろいろ喜ばせもし、希望を持たせる一端ではないかと考えておられます。形をきれいにする一つの助けになるというふうに考へておられます。実はこの間刑事訴訟法の一部改正をする法律案の説明のございませぬときに、その四百九十九条を御説明になりましたとき、例の押取物返還を受けるべきもの住所がわからないときに官報で告示をすつておつたけれども、今まで曾つて請求者が出て来たことは一遍もないので、今度そういうものはやめにするというところを説明なさつたとき、私は思

わすその一千万円で娘の着物を作つたらどれだけになるだらうかというところを計算してみたら、若し二百円できるとするならば五万人の子供の着物ができる。これは大蔵省にもお願ひしたいと思つたのです。こういう本當に無駄な捨てる金は、もつと研究することが一ぱいございませぬ。そんなことに一千万円の金を政府は使つて一人も請求者がなかつたおつしやつたとき、私は非常に気がおさまらなかつたのでございませぬ。そうしてこれを計算して見て、五万人にいい着物が着せたいと思つて計算したのでございませぬ、どうにかしてこれは今局長のお話で、日ならずそういうときが来るといふことを私は楽しんで待つておられます。そうして大蔵省としましてはどうか厳密にお調べ下さいます、本當に要るところに一番経済的にお使い下さいますように、もう一遍だけ申しておきます。これで私の少年法の質問はよろしうございませぬ。

○龜田得治君 大蔵省のかたが見えておりますから一言だけちよつと御質問申上げます。恐らくよく答弁ができませんのじやないかと思ひますので、これは一つ大蔵大臣なり局長ともよく相談されて責任のある御算弁を適當な機会にこの委員会にお願ひしたいと思ひます。それは大蔵省全体の予算に対する見方がどうも何か直接生産に關係のあるものと、そういうようなことに非常にかたより過ぎておるのではないかと、そういう方面の話はよくわかる。いろいろ大きな産業資本家なり、そういうところからの要求、そういうことは非常に呑込みがよいようです。併しどうもいろいろな科学技術の問題と

かそういう方面はまだものわかりがよいと思つたのですが、こういう法務關係のようなことになりませぬ、何か余計な金を出しておるのだというふうな気が持たないかも知れませぬが、何かそういうふうな気が奥のほうにひそんでおるのではないかと、こういうふうには思つたのです。これは一つ先ほどから出ておる保護司の手当の問題、或いは権擁護委員の手当の問題とか、或いは民生委員の手当の問題、そういうものを一つ一つ取上げて見ても、何か非常にちよつぱな問題のように考へておられる。こういう点は私確かにあると思つたのです。そうしては私確かにあるのじやないか。大体予算委員会なりそういうところで、私もいろいろ議論をいたしましたが、何か大きな、金融問題とか貿易問題とか、そういうことは盛んに取上げられて来ますが、法務委員会で問題にされるような予算關係の事柄、こういうことはいかにも出て来ないのです。出て来ないというところは、やはりこういう方面のこととが予算編成全体の立場から非常に比重を小さく考へていると、こういうふうには私思つたのです。これは一つ率直なところを、気持はあるけれども實際上どうしてできないのだとか何とかがつきりとしたお答えをよく考へて責任者からお願ひしたいと思ひます。そういう気持は十分あるのだということでありませぬ、その気持を活かすために私どももつと國家予算の編成の内容を調べて、ここにいろいろ無駄があるから、例えば今宮城さんのおつしやつたように、そういうものもまだあつちこつちにも三つや四つ転がつ

ので、まだその程度にしか御答弁できません。

○宮城タマヨ君 矯正局長のお言葉は誠に有難うございませぬ。実は少年の、殊に若い娘たちでございませぬ、私にはもう少しきれいな着物を着せてやつてもいいと思つたのでございませぬ。それで笠松で木綿のものを大分織つておりました。私ども一昨年でございませぬ、大変きれいで安いギンガムのもを見せられて安いでございませぬ。それがまあ女の子の一着分といたしますという、二百円内外でできるようなのでございませぬ。そうして色もとどりで、柄もとどりでございませぬ、私はあそこそこの仕事をしておりますが、娘たち、少年たちがどんなにうらやましいことだらうか、何か少しの毒なくらいに考えたのでございませぬけれども、できるならばあゝ刑務所でできました安いのが手に入ると思ひますので、一つ作つてお着せ願ひしたい、そのことも一つは子供たちにまあいろいろ喜ばせもし、希望を持たせる一端ではないかと考えておられます。形をきれいにする一つの助けになるというふうに考へておられます。実はこの間刑事訴訟法の一部改正をする法律案の説明のございませぬときに、その四百九十九条を御説明になりましたとき、例の押取物返還を受けるべきもの住所がわからないときに官報で告示をすつておつたけれども、今まで曾つて請求者が出て来たことは一遍もないので、今度そういうものはやめにするというところを説明なさつたとき、私は思

わすその一千万円で娘の着物を作つたらどれだけになるだらうかというところを計算してみたら、若し二百円できるとするならば五万人の子供の着物ができる。これは大蔵省にもお願ひしたいと思つたのです。こういう本當に無駄な捨てる金は、もつと研究することが一ぱいございませぬ。そんなことに一千万円の金を政府は使つて一人も請求者がなかつたおつしやつたとき、私は非常に気がおさまらなかつたのでございませぬ。そうしてこれを計算して見て、五万人にいい着物が着せたいと思つて計算したのでございませぬ、どうにかしてこれは今局長のお話で、日ならずそういうときが来るといふことを私は楽しんで待つておられます。そうして大蔵省としましてはどうか厳密にお調べ下さいます、本當に要るところに一番経済的にお使い下さいますように、もう一遍だけ申しておきます。これで私の少年法の質問はよろしうございませぬ。

○龜田得治君 大蔵省のかたが見えておりますから一言だけちよつと御質問申上げます。恐らくよく答弁ができませんのじやないかと思ひますので、これは一つ大蔵大臣なり局長ともよく相談されて責任のある御算弁を適當な機会にこの委員会にお願ひしたいと思ひます。それは大蔵省全体の予算に対する見方がどうも何か直接生産に關係のあるものと、そういうようなことに非常にかたより過ぎておるのではないかと、そういう方面の話はよくわかる。いろいろ大きな産業資本家なり、そういうところからの要求、そういうことは非常に呑込みがよいようです。併しどうもいろいろな科学技術の問題と

かそういう方面はまだものわかりがよいと思つたのですが、こういう法務關係のようなことになりませぬ、何か余計な金を出しておるのだというふうな気が持たないかも知れませぬが、何かそういうふうな気が奥のほうにひそんでおるのではないかと、こういうふうには思つたのです。これは一つ先ほどから出ておる保護司の手当の問題、或いは権擁護委員の手当の問題とか、或いは民生委員の手当の問題、そういうものを一つ一つ取上げて見ても、何か非常にちよつぱな問題のように考へておられる。こういう点は私確かにあると思つたのです。そうしては私確かにあるのじやないか。大体予算委員会なりそういうところで、私もいろいろ議論をいたしましたが、何か大きな、金融問題とか貿易問題とか、そういうことは盛んに取上げられて来ますが、法務委員会で問題にされるような予算關係の事柄、こういうことはいかにも出て来ないのです。出て来ないというところは、やはりこういう方面のこととが予算編成全体の立場から非常に比重を小さく考へていると、こういうふうには私思つたのです。これは一つ率直なところを、気持はあるけれども實際上どうしてできないのだとか何とかがつきりとしたお答えをよく考へて責任者からお願ひしたいと思ひます。そういう気持は十分あるのだということでありませぬ、その気持を活かすために私どももつと國家予算の編成の内容を調べて、ここにいろいろ無駄があるから、例えば今宮城さんのおつしやつたように、そういうものもまだあつちこつちにも三つや四つ転がつ

ので、まだその程度にしか御答弁できません。

○宮城タマヨ君 矯正局長のお言葉は誠に有難うございませぬ。実は少年の、殊に若い娘たちでございませぬ、私にはもう少しきれいな着物を着せてやつてもいいと思つたのでございませぬ。それで笠松で木綿のものを大分織つておりました。私ども一昨年でございませぬ、大変きれいで安いギンガムのもを見せられて安いでございませぬ。それがまあ女の子の一着分といたしますという、二百円内外でできるようなのでございませぬ。そうして色もとどりで、柄もとどりでございませぬ、私はあそこそこの仕事をしておりますが、娘たち、少年たちがどんなにうらやましいことだらうか、何か少しの毒なくらいに考えたのでございませぬけれども、できるならばあゝ刑務所でできました安いのが手に入ると思ひますので、一つ作つてお着せ願ひしたい、そのことも一つは子供たちにまあいろいろ喜ばせもし、希望を持たせる一端ではないかと考えておられます。形をきれいにする一つの助けになるというふうに考へておられます。実はこの間刑事訴訟法の一部改正をする法律案の説明のございませぬときに、その四百九十九条を御説明になりましたとき、例の押取物返還を受けるべきもの住所がわからないときに官報で告示をすつておつたけれども、今まで曾つて請求者が出て来たことは一遍もないので、今度そういうものはやめにするというところを説明なさつたとき、私は思

ておるはずで、それらのものを拾つて又御参考に行くとか、初めからそういうこともできるのだが、これは何にもならぬ。その点一つ率直なところをお聞かせ願いたい。これは十分反省願いたいのですが、例えば自分の家庭のこゝとを振り返つて見たら、いいと思うのです。自分の子供の教育費とか、それから自分の子供が何か不良少年になつた、こういう場合におけるその人の家計の金の使い方は、比率が随分子供にかたよつてゐるだろうと思つて、現在日本の国の財政が保護司とか、こういうかたへに出してゐるようなそんなちつぽけなパーセンテージではとてもないはずだ。私固だつて一緒だと思つて行けば、結局はいろいろな生産の面とかそういう積極的な面がやはりそれだけ減らされて行くのです。自分の家庭の経済であれば、それが直ちにわかることが、国全体となつて来ますと全く逆なお金の使い方がされる、これは非常に私納得行かんと思ふのです。勿論子供の世話とか教育とか、こういうことは現在の制度では相当親なりそういうものが負担をして行くといふふうな建前が強いですが、家計と同じような比率を国家財政で出せといふことは考えませんけれども、何といふか、余りにも軽視し過ぎる。確かに保護司のかたなんか少しもじめに保護活動をやつておられるかたは、随分個人的な負担までされておる。こんなことは随分酷だと思つておる。非常に経済的にお互いに余裕のあつた時代であれば、そういうことも続くでしょうが、なか／＼こういう時世

になつて来ますと、そういう一つ一つの同情心といふものが、その人の善意、そういうことだけにこれは任せていい問題じゃ絶対ないのです。私も五百円とか千円とか百円とか、こういう数字を聞いてこれは全くあきれつてゐるのです。で、そういう観点から今後おやりこんなような大體たりよつたりのつもりで行くのか、これは非常に悪かつたという気持ちもあつたけれども、余りそういう点をつつて来る者もおらないし、止むを得ずというふうなやつておつたのだというのか、その点について一つの責任ある考え方を、これは特に法務委員会関係ではこういう問題が非常にやま／＼いわけですね。一般の社会保障制度に關連する費用でありますれば、恐らく厚生委員会とかそういうところでもいろいろな御意見が出ておるだろうと思つて、ところが法務委員会の関係のものは、そういう厚生委員会関係などと又少し別な性質を持つておるのです。そういう方面が余り取上げられておらないのが実情です。これは私非常に考えなければならぬ問題だと思つて、一つ基本的な考え方を十分まとめて一通適當な機会に私も聞きたいと思つておる。

活動のできるための予算というものは、どのくらいにお考えになつておいでになるのでしょうか。その理想と現実との開きがどういふふうになつておるのでございませうか、ちよつとお洩らし下さいませんか。

○政府委員(藤田三郎君) 本日ちよつとその資料を持合せませんので、或いは概念的になるかも知れませんが、それでお許し願ひたいと思つておる。私どももいたしましては、保護司活動を十分にやられるためには、全国に五万人近くは保護司がおられまして、一々警察所と連絡をとるといふことは非常に不可能でございませぬ。警察所は現在県庁所在地にありまして、その置かれておられます保護司のかたと連絡をとるといふことは非常に困難でございませぬ。結局郡単位くらいに保護区を作りまして、保護区ごととその保護司会というものを作りまして、大体毎月一回そこで会合を開かれることになつておられます。そこに担当の警察官が参りまして、そうしていろいろな事件についての経過を伺ひ、適當な指導をし、そうして又官庁側から報告その他をお伝えするといふようなことをいたしておられます。その保護司会を作り、保護司会をお開きになるのに、やはり数十名の保護司さんに保護司会の中心になつておられるかたがいろいろ通信で、郵便なり葉書なりでお知らせになる。それからお集まりになれば、お茶一ぱいには何かお出しになる、そういうた費用が全部、その中心になつておる保護司会長とかいふようなかたの負担になつておられます。そういうた飲食の費用は別といたしまして、通信費と実際に最

小限度必要なものは差上げたい、こういうふうな存じておられます。

それから今私ども非常に考へておられますのは、あの家庭裁判所が支部を設けられまして、支部で事件をどん／＼おやりになつておられます。ところが支部から保護観察に廻りました少年を觀察所側が受取るのに、觀察所の支部が一つもございませぬ。そのために本庁まで連絡しなければならぬ。そのために急速に手当しなければならぬ。そのために保護少年の手当が若干どうしても遅れる。これは非常に遺憾なことだと思つて、成るべくその隙間のないようになつてやるためには、やはり審判をなさる家庭裁判所に対応して面倒を見る保護觀察所の支部が必要である。これは是非設けたい。一番切實に不便を感じておられますのは、福島県の平でございませぬ。これはいろいろな關係の事件が多いのでございまして、而も福島の本庁から平に行くためには、大変な遠廻りをしなければならぬ、こういうふうなことで非常に不便を感じておられますので、何らかの形でこれは実現したいと存じておられます。その他保護司の毎月必要とせられる費用、これにつきましても大蔵省に要求する資料等を集めるために、保護司から実際に毎月どのくらいお使いになつたかを書いて頂くことにいたしておられます。が、映画に連れて行つたとか、本を買つて与えたとか、或いは学用品を与えたとかいふことを書くのが、すぐに金をくれるわけでもないし、書いてもすぐにとりかかるといふものでもないし、一々そんなものを要求がましく書きたくないといふようなことにお書き願ひたい。そして資料もないといふような

關係で、実際には保護司がおやりになつておられるのは、一件について、大蔵省からいつか要望がありまして、東京だけを調べましたが、その際には一人の少年を監督すれば三百数十円要する、それが現在では百円だ、而も予算の計上の仕方が保護司一人について月百円、ところが事件がだん／＼殖えて参りまして、現在では七万数千円ございまして、結局百円に於けるの五万といふものを七万で割るといふことになりましますから、月百円も差上げておらないといふようなことに相成つておられるのでございまして、これは全く私どもの恥でございまして、もつと私ども努力をして大蔵省にも十分理解をして頂いて、予算を頂戴しなやならんと存じておられます。そういうたわけで毎年十数億の予算を要求して、実際には昨年度が四億、本年度、昭和二十八年年度の年間予算が六億といふような、要求の三分の一程度の予算を頂戴してゐるといふようなことに相成つておられます。

○赤松常子君 それからも一つ、最近姫路の刑務所で少年同士が何か事件を起してありますが、あれの真相が若しおわかりでございまして、次にお知らせ下さいませう……。

○政府委員(中尾文策君) この問題が起りましたのは、十二日、日曜日でございます。その晩すぐ保安課長を現地に出張させまして、今朝歸つて参りましたので、大体わかりまして御報告申上げることができると存じます。この直接の原因といふものは実にたゞいもないものでございまして、先ず最初に事件の概要を申し上げますと、十二日の朝、これは十二日は免業日というこ

とになつておりますので、工場に出て行かないで、食堂に行かないで、店房で御飯を食べる習慣でございます。それでそのために朝飯を配つておりましたところが、かねて第三工場というところ、第四工場との間に感情の行違ひがありまして、お互いに仲が悪かつたのですが、そのときに四工場の者が、飯を配つてもらおうときには、店房の扉を開いて、そうしてそこで食物を、汁とか、副食物とか、それから主食物などを入れてもらうわけですが、そのときに四工場の者たちが、どうも今朝は汁が少し足らんじやないかということを皆で言つたそうでございます。そう感じたらしいのでございますが、そのとき向うのほうを見ますといふと、三工場の者に汁を配つておりましたのですが、その容れ物に四工場と書いてあるのを白墨で消して三工場と書いてあつたそうでありまして、それを見ましてこれは俺たちの工場のもを三工場の者が横取りしたのだ、これはけしからんじやないかということ、それがもとになりまして、お互いの間に口論が始まりますと、相当その中に勇み肌の方がおりました、すぐ飛び出して廊下のほうで渡り合うというところが、これが直接の動機になつたわけでございますが、そういうことをいいたしまするといふと、お互いにこれは応援しなければならぬというわけで、ほかのまだ扉の閉いてない倉房に入つておりました者が、体当りなんかでその扉を壊して、早く自分の工場のもを助けなければならぬというわけでお互いに飛出して参りました、そのときは丁度免業日だものでございますから、日曜日で職員に相当休養を与えており

ますので、出勤者が極く少くて、前の晩の徹夜勤務をして残つた者と、その日の出番の者とを加えて、幹部から全部加えて三十三人ほどおりましたが、その配食のときには看守が二人しかおりませんので、何とも制止ができなかつたわけでございますが、そのために頭頭騒ぎが大きくなりました、そうして仕舞にグラウンドまで飛出して、そこで乱闘を始めたわけですが、そのときに最初に口火を切つた、これは朝鮮人でございますが、四工場の者を罵倒した者がおられますが、それが非常に皆から目をつけられて、狙われておりますので、逃げて、私たち保安事務所と申しておりますが、看守などの溜りである事務所がございまして、そのほうに向つて逃げて参りましたので、あとの方がそれを追つかけて、えらい勢いで事務所のほうに殺到して参りました。それで非常に騒ぎが大きいので、そこで一人発砲いたしました。それを取鎮めるために発砲いたしましたわけですが、そういうことで約二時間ほど揉みまして、所長が出て参りました、すぐそれを取鎮めまして一応中に帰しましたが、併し非常に揉まれておりますので、なか／＼その解決がむずかしいために、附近の刑務所から応援隊を呼び寄せまして、そうしてその晩を明かしまして、翌日その中の危険な分子約二百名をほかの刑務所に移送するよういたしました。その移送をいたしましたときに又もう一遍騒ぎが起りましたので、又そこで多少負傷者が出ておりますが、併しそういう者を他所に送つてしまひましたので、もう鎮まりまして、翌日の十一時半頃にはもう平静に帰して参りました。只今は応援

の者が約四十人ほどほかの所から行つておりますが、大体おさまりましたので引上げて参りました。

その原因は何であるかということ、まだよく調べませんとわかりませんが、まあ私たちが考えますことは、長い間、さつき申上げましたが、非常に雨が長く降りまして、これは二十歳から二十三歳までの者を入れておりましたが、一向外に出る機会がなかつたというところで、非常に気が荒くなつたと思ふことが大きい原因じやないかと思ふますが、まあその中に非常に暴力を振うような分子が相当おりましたのを、私たちのほうで平素上手にコントロールしなかつたというように、それが直接のきっかけになつたのじやないかと思ひます。なお詳細なことにつきましては目下調査中でございますから……。

○委員長(郡祐一君) 詳細なことにつきましては、又他日矯正局長から報告を聞くことにいたします、本法案につきましては他に御質疑はございませんか。

○一松定吉君 よく私はこれはわからんのだが、一体こういう保護観察に当る人の学歴とか、人格とか、修養とかいうようなものはどうなつてゐるのであるか。

○政府委員(中尾文策君) それは少年院とか少年鑑別所の職員という意味だと思ひますが、これは大体採用条件というものは旧制中等学校、新制高等学校以上の者というふうな標準にいたしてございまして、それらの者の中から採用いたして参ります。なお専門の技術を要します鑑別などをいたします技官につきましては、これは大学

で専門の教育を受けたものということにいたして参ります。なお採用いたしましてから私たちのほうに、地方は八カ所、中央に一カ所研修所がございまして、その研修所で所内の研修、それから又更に重ねて研修を直すといたすことをいたして参ります。

○一松定吉君 どういうことを研修しますか。

○政府委員(中尾文策君) これはいろいろ、広汎な範圍に亘りますが、何しろ期間が短いために全部に亘りまして理想通りにはなりません、この少年といふものはどんなものであるかといふことも心理学的な矯正学的な立場からの教育であるとか、或いはそういうものの取扱いの方法、それから少年院それから少年院法というところにいる少年の取扱い方法につきまして根本的な規定ができておりましたので、そういうものを中心といたしまして訓練をいたして参ります。

○一松定吉君 つまりこの少年院若しくは少年法の支配を受けるような少年はとかくその素行及び思想等が普通の者と違ふことは異論ないのですからして、そういうものを是正し矯正し、教養を高めるといふ方向に向つて努力しなければならぬことは異論ないので、そういうような任務を尽すことに適格な人とその保護観察とか或いは教養趣味という方面に使わなければ、ただ高等学校出たとか或いは研修所で研修したというふうなことで自分の素行が治まらない、自分の家庭が治まらない、自分の思想が健康でないといふような人を使つても、却つてそういう不良化する少年少女に向つていわゆる

いということであれば、却つてそういうところを集めて一層悪くするといふような結果を見ないかと限らないので、私の希望するのは、そういう方面に向つて十分一つその人格の修練を積んで、この人ならばこういう少年少女の不良化を防止し是正し、立派にこれを改換せしめることができるというふうな人に重きを置いて、それらの人を採用するといふような方針をとつておられますか、どうですか、その辺を一つ……。

○政府委員(中尾文策君) 誠に御尤もでございます、私たちのほうでは特に本人について採用いたしまする場合につきましては、特に学級の点数といふような、或いは体格といふようなことよりは、直接に面接いたしまして、そうして本人の人格といふようなものにつきまして、相当突込んで検討いたしております。なお又いろいろ、な方面から手を廻しまして、本人のこれまでの素行調査といふようなことにつきましても、できるだけのことをいたして採用いたして参ります。

○一松定吉君 大変いいお考えだと思ひますが、今私が申上げたようなことが本当にその指導、教育、看護の任に当る人がそういう立派な人格を持つておる人であれば、その人の一言一行が少年少女に対して重大な影響を及ぼすことは言ひまでもないことであるからして、是非そういう方面に力を置いて、学校でどうだとか或いは体格がどうだとか容貌がどうだとかいふようなことでなく、本当に人格の高さ、あの人に接したならば春風駘蕩で、我々も自然に行いが直るといふような人を選んで、そういう人をそ

う任につかせるということに、将来一層の御留意あらんことを希望しておきます。

そういうようなことをするについては、先刻来待遇問題ですが、結局待遇がよくなければそういう人をなかなか、特に慈善事業が何かでそういうことに一身を捧げようとかいう特別な考えを持つておる人はやりましたよけれども、そういう人はなかなか少いです。やはり待遇をよくし、衣食足つて礼節を知るといふような方面に御注意になることが必要だと思ふ。そういう方面では今亀田君の言うように相当やはり予算を取つて、そういう人物を養成して、そしてこの少年保護の結果非常に立派になつた、生れ産つたようになつたといふことにするのがこの少年院とか少年保護の目的を達するため、こういう法律を設けたことはいふまでもないのですから、そういう点については一つ十分関係当局において予算を取つて、いい人物を採用するといふ方針にお向いあらんことを特に私はお願ひしておきます。そういうことであれば、我々はそういう方面に使う予算は惜しいことではない。どうも司法方面の人は予算を取ることが下手なので、(笑聲)いつもほかの方面のほうにたくさん取られて、いつも足らん足らんでやつておるといふようなことでは、今言うように十分に施設を完備し、或いは人材を採用するといふことができないように思ふから、それは遠慮なく一つやつて、やはりこういうものは将来一國の治安を乱したり、治安をよくしたりする一つの原因になるのですから、そういうことに一つ御留意を賜りますように希望を述べまして、

私は質問を打ち切ります。  
○委員長(郡祐一君) 他に御質疑はございませんか。……御質疑がないようでありますから、御質疑は終局したものと認めて、これより討論採決に入りたいと思ひますが、御異議ございませぬか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(郡祐一君) 御異議ないものと認めてこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○宮城タマヨ君 小年法及び少年院法の一部を改正する法律案につきまして、私は残念ながら賛成……、残念ながらでございますが、賛成であります。そこで希望意見として申し上げたいのでございますが、それはこの今までの少年法及び少年院法の一部改正はもうことごとくの国会に提案されたと思つております。それほどの問題はいつも引續いておられます。ということは、先ほどから出ております予算の措置が一番大きい原因をなしておると思つておりますので、法務省としましては、又裁判所といたしましては止むを得んといふ点もございませぬと思ひますが、それを抜きにいたしまして、私が希望いたしますことは、この少年法の運営につきまして根本の問題があるのじやないかという点でございませぬ。その運営につきましても、例えば少年院法の保護処分をいたしまして、法務省といたしましては矯正局において少年院が扱われ、それから保護局において保護観察の面が扱われるといつたような、それから又同じ観察でも、試験観察は家庭裁判所の少年審判の調査官によつて試験観察がされ、それからい

るプロベーションなりパロールといつた面は、これは法務省の管轄になつておられますといつたように、運営の面でも非常に一貫性がないといふところにこの問題があるのじやないかといふように考えております。

そこでその取扱方につきましてもございませぬが、私はここにもつと根本的なものは少年法或いは少年院法自体につきましても、いさ少しこの法律を廻り下げて研究をいたしまして、もつと総合的な見地からも、又矯正保護教育の面からも根本問題に就いて一つ研究して頂きたい。そしてこの少年法なり或いは少年院法という、いわゆる子の矯正或いは保護に對します重要な問題に對する立法措置を完全なものにして頂きたいといふことをこの際希望いたします。私はこの法案に賛成いたします。

○委員長(郡祐一君) ちよつと速記をとめて。  
○委員長(郡祐一君) 速記を續けて下さい。

他に御発言もないようでありますから、討論は終局したものと認めて、直ちに採決に入ります。本案を原案通り可決することに賛成の諸君の御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕  
○委員長(郡祐一君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、例によりまして、委員長の本会議における口頭報告の内容その他は便宜委員長に御一任を願ひます。本案に賛成の諸君の署名を願ひます。

多数意見者署名  
梶見 義男 宮城タマヨ  
加藤 武徳 棚橋 小虎  
亀田 得治 一松 定吉  
赤松 常子

○委員長(郡祐一君) 次に、司法試験法の一部を改正する法律案について質疑を続行いたしたいと思います。

○赤松常子君 受験料の問題につきまして、もう少し釈然といたしたいと思つておられます。この間からの御説明によりまして、試験を行うために要する予算、費用といふものと見合つて受験料をきめられるような御見解でございませぬが、その受験料の性格といふものを根本的に伺いたいと思ひます。

○政府委員(位野木重雄君) 受験料は、その受験に要する費用を賄う、それと見合つてきめるといふ原則が当然にあるといふことは、これは必ずしも言えないと考へるのであります。そういうふうにするかどうかといふことは、これは考え方、この予算の組立て方、或いは法律の組立て方によつてどうなる問題であります。併しなから、現実のこの資格試験の各種のものを見ますと、大体この受験料の収入と予算額との差が余りないようになつてくる実情のようであります。

○赤松常子君 私の意見を申し上げますと、私、こういう國家が試験を行う、それは一つの國家のすべき義務であつて、國家が当然担うべき義務であると思つてございませぬ。ですから、その試験を行う場合に要する費用といふものは、全部國家がこれを賄うのが当然であつて、その中の幾分かを受験料で賄

う、そういう考へ方に私矛盾を感じるわけでございます。当然要するべきものは十分國家が予算を組んで出すのが当り前なのであつて、受験者にまでそういう國家が行うべき義務の負担をさせるといふところに、一つの矛盾を感じるわけでございますが、これは如何でございませぬか。

○政府委員(三浦實之助君) この性質から言へば、私もその通りだと思つておられます。國家が必要があつて試験制度をこしらへ、試験をするといふような場合においては、そういうまあ國家が必要な予算を編成してやるというの、これは理論的にはそうだと思つておられます。實際の面から見まして、教育とか他の面においてもそうでありまして、實際上の現実の取扱ひとしては、この國家で行う大抵の試験は、やはり國家の予算の關係かどうか知りませんが、それと脱み合して予算を編成しておるといふことが現実の姿であり、大体の國家試験の標準のようでありまして、將來においてそういう問題は根本的に十分これは考慮すべきことは考慮しなければならぬと思つておりますが、ただ、現在のこの司法試験といふものを考へました場合におきまして、やはりこの収入と脱み合して現実には予算が編成されるという実情らしいのであります。そういう意味から見まして、この間のような御意見の通り、受験者が非常に困るから多くて、又この試験の費用を負担することの非常に困難な受験生が多いといふことはその通りだと思ひます。そういうような受験生に對して受験料を少しでも負担を重くするといふことは、確かに矛盾があるように感じます。併し又



引上げすることは私は適当じやない、本来の國家の費用で賄うべきものに対して逆行するのですから、これは私は適当じやないと思つて、それが、そうでなくて、本来は実費弁償であるけれども、できるだけ一般的に、費用は貧困な方もあるだろうし、これから國としてではできるだけ補助をして賄つて行くのだ。こういうのであれば又別なんで、この法案の点も或る程度納得できないことはないと思つて、それはその後の物価の事情とか、或いは試験場を殖やしてそれだけ便益を増して行くとか、そこで根本の考え方、行政手数料の性格といふか、考え方の置きどころによつてこの増額が当であり或いは不当であるという問題になるのですが、その点私ははつきりして頂きたいと思つて。

○政府委員(三浦實之助君) 私は司法試験といふものを考えると、御承知の通り試験に合格した者は現在の制度においては二年間の修習によつて當然國家の司法官、いわゆる判事なり検事なり弁護士といふふうになるわけでありまして、弁護士といふことを考えれば、これは一種の資格試験であり、同時に又そういうような手数料を取つても、これは今の御意見も成るでしょうし、又同時に國家が當然必要であつて、判事なり検事なりを採用するためにしなければならぬといふことになれば、先ほど赤松さんおつしやるような私は意見になるのじやなからうか。そうすると試験といふものを考えると、両方面の意味の、あなたの御意見と赤松さんの御意見のようにならうかというふうには実は私は考えてお

るのですが、そういう意味において一方においては資格を与える行政手数料の問題もあるでしょうが、又一方においては國家が必要に応じて資格のあることから見れば、これは私はでき得れば國家が必要があつて、いわゆる公務員の採用試験といふ幾らか性質が違つか知れませんが、そういうような必要ない試験においては、やはり國家が當然負担しなければならぬ性質のものじやなからうかといふように、司法試験といふのは方面から考えるべきものじやないか。そういうような意味で私はさつき、或いは私の答弁したのがこれは間違つておると……、私はまだ御承知の通りこういうところに立つのは初めてで、純然たる野人ですから、わかりませんが、私はそういうふうな方面において、実は司法試験といふものを考えておるわけですから、さつきいふような意味において私もできるならばこれはまあ試験の手数料が非常に安いほうで……、併しながら國家のこういうような試験とか或いは教育といふようなところを見ても、或る程度やはり授業料も取つておるのですから、別にそれが全然だでなければならぬといふことまでも考えませんけれども、併しこれが単なる資格を与えるといふのと、幾分そこに性質が違つておるのではないかと、そこで司法試験といふものは両方面から性質を備えておると解釈してもいいのではないかと考えておるのではありません。又間違ひがあれば政府委員から御訂正になつても結構です。

○龜田得治君 今今の性格の問題ですね、これはやはり司法試験の場合にはこの表に書いてある公認会計士、その

ほかの試験に比較いたしますと、やはりこれは國家的な性質が随分濃厚なものじやないか、出発点はこういうふうには突はかかっているのです。そういう立場から、できれば、こういう受験料は全廃してもらいたい、こう考えておられる。そういう性格から一つと、それからもう一つはやはり司法試験の場合には随分困つたかたが苦学してやられておられます。そういう事情ですね。実際の面から……、ただそういう面では言えませんが、余り困らない人もあるのです。相当数……で随分開きがひどいのです。別に千円程度の受験料、それが負担になるといふような苦痛を少しも感じない家庭のかたがたくさんあります。ところが全く逆な者が相当あるのです。而もそういうかたに限つて随分いろいろなことをして頑張つています。だからできませんれば、若しどうしても幾らか取らなければならぬという立場をとるのであれば、何か例外規定を設けて、そういう何か証明書でも出せば受験料を免除する。そういうこと

のほうが一番適するのじやないか。両方から案をずつと歩みよらして中途半端なところにする。こうなりますと、別にそれほどしてやらなくても、俺たちは簡単に出来るのだ、こういう人も相当あるかと思つて、出さないと負担の面から考えるならば、この程度は簡単に出来る入も相当ある。そういうような實際の面から考えますと、何かそういう免除規定を設けられるような一つお考えはないでしょうか。

○政府委員(三浦實之助君) 今の御意見の趣旨において非常に困つておる、そうして受験されるかたが多いといふことは私はその通りだと思つて、又御意見の通り受験料に困らないで試験を受けているかたも一部少数あることも言えるだろうと思つて、それを一部免除するか或いは又區別をつけるということにつきましては、これは簡単に出来ないだろうと思つておられます。そういう点につきましては、今後の問題として研究してみたいと思つて。

○龜田得治君 簡単に行かないとおつしやいますけれども、ちよつと条文一カ条殖やしてやつてもらえば、割合簡単に行くのじやないかと思つて、すよ。金額にしてそう大した金額になるものじや私はないと思つて、そういう規定ができたからじゃ我も……とそういう申請をして来る、そんなものじやないと思つて、これはやはりこういう試験を受ける時代は、随分まじめに良心的にやつている青年ですからそんな……。而もその人の生活状態といふものは、友人なり同僚、先輩がみんな見ておるわけですからね。そんなには私が出て来ないと思つて、本当に困るのだというかただけが申請を出して来るだろうと思つて、そうすればそんなに國家として減収にならないで、割合そのほうが筋が通つて行くのじやないか、こういうふうには思つておられます。だからこれはそういう面を倒さないと思つて、御考慮を是非お願いしたいと思つておる。

御質疑がないようでありまして、質疑は終局したものと認めて、これより討論採決に入りたいと存じます。御異議ございませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり  
○委員長(郡祐一君) 御異議ないと認めて、これより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べをお願いします。  
○赤松常子君 私誠に残念でございませうけれども、涙を吞んで賛成いたしました。本当にいろいろ研究して参りますと、解決しなければならぬ根本的な問題が、この受験料の問題をめぐりましてはたくさんあることを発見いたしました。どうぞこういう問題が誠に適正に解決されますように希望いたしますと同時に、受験者に対する便宜を十分に政府として御考慮を願ひ、本當にいい試験が行われるように、又試験官にも相當の待遇のできるように御考慮願ひたい。こういう試験が本當に所期の目的を貫徹するような改革に向つて進むことを要望いたしまして賛成いたします。

○委員長(郡祐一君) 他に御発言もありません。よつて本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。  
なお、例によりまして委員長の本会議における口頭報告の内容その他は便宜委員長に御一任願ひます。本案に賛成のかたの御署名をお願いします。

多数意見署名

楠見 義男	宮城タマヨ
加藤 武徳	赤松 常子
小野 義夫	棚橋 小虎
亀田 得治	一松 定吉

○委員長(郡祐一君) 逃亡犯罪人引渡法案の修正の点について政府から説明を求めたいと思います。

○説明員(津田實君) 逃亡犯罪人引渡法案につきましては、衆議院の法務委員会におきまして修正案が提出されましてこれから申上げます通り修正になりまして次第でございます。

修正案の全文を一応読上げますと、

逃亡犯罪人引渡法案に対する衆議院修正案

逃亡犯罪人引渡法案の一部を次のように修正する。

第九条中第三項を第四項とし、第二項中「前項」を「第一項」に改め、「逃亡犯罪人」の下に「及びこれを補佐する弁護士」を加え、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 逃亡犯罪人は、前項の審査に關し、弁護士の補佐を受けることができる。

第十四条第一項中「引き渡すことができ、且つ、」を削り、同項及び同条第三項中「引き渡すことができず、又は」を削る。

第二十二條第七項第三号中「引き渡すことができず、又は」を削る。

以上の通りでございます。別にこれに對します修正理由として衆議院で説明されましたところを次に申上げます。

政府提案の原案によれば、裁判所が

引き渡すことができる裁判をした者に対し、更に法務大臣が独自の立場から引渡すことができるかどうかを判断し、且つ、その上に引渡すことが相当であるかどうかを判断した上、その裁量によつて引渡命令を出すべきものと解されるが、これでは引渡すことができるかどうかという法律的道否に關する確認的裁判に對し、何等の拘束的価値を認めず、政府が重ねて同一の争点に對して自由な判断をなし、その措置上裁判所の決定を無視した結果になる場合もでき、それでは折角、逃亡犯罪人引渡手続の過程において、人權擁護と近代的立法のため、その司法化を圖つた精神が没却されるので、この誤解を解消するため、この点を修正案のごとく原案から削除し、而も他方では、依然として引渡命令を出すべきかどうかは、右の裁判の上に立つて法務大臣がなお引渡すことを相当とするかどうかを大局的見地に立つて判断し、その自由裁量によつて決することができるよう規定いたしておいて、引渡命令そのものの性格が終局的にはやはり政府の自由裁量により、而もこれは先ほど政府の質疑応答にも明らかにされたごとく、法的判断を含んだ上の裁量処分であるから、これに不服な引渡犯罪人は行政訴訟を提起することができる。この新制度の司法化と行政との調節を圖らんとするのが、本修正の最大眼目である。

は本法案が極めて国際性を有し進歩せる諸外国における同様の人權保障の立法に對せしめるため、当然修正する必要性を認められた次第である。こういうことでもあります。

○委員長(郡祐一君) それでは本日はこの程度を以て散会いたします、午後四時十七分散会

なお、引渡の審査に弁護士の補佐を受け得るよう修正した点は、引渡犯罪人が引渡の適否に關し、裁判を受ける際、その人權を擁護するため近代的訴訟の原則として弁護権を保障されることから当然のことと思料し且つ

昭和二十八年八月八日印刷

昭和二十八年八月十日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局